

# 社会福祉法人精華町社会福祉協議会 地域児童福祉活動助成事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、精華町内の小学生を対象として、社会福祉への理解と関心を高めるため、対象期間中に体験・交流活動等を行う自治会に対して活動費の一部助成を行い、自主的で継続的な地域福祉・児童福祉活動を促進していくことを目的とする。

## (対象者等)

第2条 この事業の対象者及び団体等は、児童が居住する地域の自治会とする。

## (事業内容)

第3条 この事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 地域におけるボランティア活動

社会課題（見守り・ゴミ出しなど）、福祉（傾聴・福祉施設での交流など）、環境（農作業、自然保護など） 他

### (2) 社会福祉体験活動

手話・点字講習会、車いす体験、認知症・障がい者理解、地域伝統行事 他

### (3) 清掃・環境美化活動

地域・公共施設の清掃、地域・公共施設の花壇整備等 他

### (4) 健康増進活動

ラジオ体操、ウォーキング・サイクリングイベント 他

### (5) 防犯・防災活動

防犯・防災訓練、防犯・防災研修 他

## (実施方法)

第4条 この事業は、自治会からの申請に基づき、活動費の一部助成を行うことにより実施するものとする。

## (助成申請)

第5条 第3条に規定する事業を実施しようとする自治会は、地域児童福祉活動助成金交付申請書(別記様式第1号)を精華町社会福祉協議会長(以下「会長」という。)に提出するものとする。

## (交付決定)

第6条 会長は前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、速やかに助成金交付の適否を決定し、地域児童福祉活動助成金交付決定通知書(別記様式第2号)又は、地域児童福祉活動助成金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金)

第7条 第3条に規定する事業を実施する場合は、会費収入予算の範囲内において、申請のあった自治会に対し活動の一部助成金を交付する。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた自治会は、事業完了後速やかに地域児童福祉活動助成金実績報告書（別記様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月11日から施行する。

この要綱は、令和 5年 7月20日から施行する。

（福）精華町社会福祉協議会  
会長 様

（申請者）

自治会名

自治会長

印

### 年度地域児童福祉活動助成金交付申請書

次のとおり事業を実施するにあたり、地域児童福祉活動助成事業実施要綱に基づき申請します。

助成金額 金 \_\_\_\_\_ 円

該当に○	事業内容（該当に○）	開催日時	開催場所	参加人数 （予定）
1. 地域における ボランティア 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会課題</li> <li>・福祉</li> <li>・環境</li> <li>・その他（                    ）</li> </ul>			
2. 社会福祉体験 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話・点字講習会</li> <li>・車いす体験</li> <li>・認知症・障がい者理解</li> <li>・地域伝統行事</li> <li>・その他（                    ）</li> </ul>			
3. 清掃・環境美化 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・公共施設の清掃</li> <li>・地域等の花壇整備</li> <li>・その他（                    ）</li> </ul>			
4. 健康増進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオ体操</li> <li>・ウォーキングイベント</li> <li>・サイクリングイベント</li> <li>・その他（                    ）</li> </ul>			
5. 防犯・防災活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・防災訓練</li> <li>・防犯・防災研修</li> <li>・その他（                    ）</li> </ul>			

精社協 発第 号  
年 月 日

自治会  
会長 様

（福）精華町社会福祉協議会  
会長

年度地域児童福祉活動助成金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました地域児童福祉活動助成金につきまして、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

なお、事業完了後、速やかに別添の実績報告書を提出してください。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 交付日 年 月 日（ ）
3. 実績報告書提出期限 年 月 日（ ）
4. その他 ①食べ物や贈答品（弁当や菓子折り、お祝い品などの配りもの含む）は助成金の対象となりませんのでご注意ください。  
※水分補給用の湯茶や、子供への景品としての菓子袋、地藏盆のお供え等は対象となります。  
  
②報告書一式は精華町社協ホームページからでもダウンロードできます。

別記様式3号（第6条関係）

精社協 発第 号  
年 月 日

自治会  
会長 様

（福）精華町社会福祉協議会  
会 長 印

年度地域児童福祉活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました地域児童福祉活動助成  
につきまして、下記のとおり不交付決定しましたので、通知します。

記

【不交付理由】

（福）精華町社会福祉協議  
会長 様

（申請者団体）

自治会名

自治会長名

印

### 年度地域児童福祉活動助成金実績報告書

標記事業を完了しましたので、下記のとおり実績報告します。

1. 助成金額 ..... 円

2. 開催日時 .....

3. 開催場所 .....

4. 活動内容 .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

5. 参加者数 .....